

誓約書に記載していただく事項について

本法律及び本法律施行規則に定められた、事業者等となることができない条件に該当しないことを誓約する書面です。

この書類については書式が指定されていませんが、下記に見本を掲示しましたので参考にしてください。

また、PDFでも作成見本を掲示していますのでご利用ください。

本文は届出者の状況によって内容が異なりますので、後述の記載例を参考にしてください。

誓約書

私は・・・(本文)

平成 年 月 日

(住所) 区 1 - 2 - 3
(事業者氏名) 印

東京都公安委員会 殿

宛先は「東京都公安委員会」となります。

届出者氏名(法人の場合も届出者個人の氏名)を記載の上、押印(法人の場合も届出者本人の印)してください。

作成年月日を記載してください。

外国人等で日本語が分からない方の場合

日本語が分からない方の場合は、母国語で上記の作成例を参考に誓約書を作成し、邦訳を添えて提出してください。

本文について

誓約書を提出をされる方の状況によって、下記のとおり本文に記載していただくべき事項が変わります。

下記を参考に内容を記載してください。

個人事業者の方

- ・個人事業者の皆さんは、本法律第8条1～5号のいずれにも該当していないことを誓約した内容となります。
- ・未成年の事業者で営業許可の登記をされていない方は、法定代理人が、本法律第8条第1～5号に該当しないことを誓約した内容となります。

作成例

私は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「この法律」という。）第8条第1号から第5号に掲げる

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法第60条第1項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間にこの法律第14条又は第15条第2項第2号の規定による命令（事業停止命令又は事業廃止命令）に違反した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 未成年者（児童ではない未成年者にあつては、営業に関し成年者と同一の能力を有する者及びインターネット異性紹介事業者の相続人でその法定代理人が1から5までのいずれにも該当しないものを除く。）

のいずれにも該当しないことを誓約します。

法人事業者の方

法人の方は、本法律第8条第6号イに規定されているとおり、役員全員が本法律第8条第1～4号に該当していないことを誓約した内容となります。

全役員は個別に書面を作成してください。

作成例

私は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「この法律」という。）第8条第1号から第4号に掲げる

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法第60条第1項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間にこの法律第14条又は第15条第2項第2号の規定による命令（事業停止命令又は事業廃止命令）に違反した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

識別符号付与業務を他社へ委託されている方

利用者が児童でないことを確認して識別符号を付与する業務を他社へ委託されている事業者の方は、下記のとおり委託先から、本法律施行規則第5条第2項第1号イ～ホに該当していないことを誓約した書面を受け、提出してください。

委託先が法人事業の場合は、法人の役員及び識別符号付与業務に従事する職員がそれぞれ誓約書面を誓約する書面を作成することが義務づけられています。

作成例（個人事業、法人事業共に共通です）

私は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則第5条第2項第1号イからホに掲げる

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処され、又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「法」という。）の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 5 法第13条（公安委員会による指示）、法第14条又は法第15条第2項第2号（事業停止命令又は事業廃止命令）の規定による処分を受けた日から起算して5年を経過しない者（当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分に係る弁明の機会の付与の通知がなされた日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該処分の日から起算して5年を経過しない者を含む。）。

のいずれにも該当しないことを誓約します。